

橋本市指定給水装置工事事業者様

橋本市指定給水装置工事事業者更新のお知らせ

日頃より、橋本市の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されました。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となりましたので、現在指定を受けている貴社におかれましては、更新手続きの必要でありますので、下記期間内に更新申請手続きをお願いします。必要書類については、本市HP水道施設課内よりダウンロードをお願いします。

なお、早期に手続きを行った場合であっても、次の有効期間の開始日に変更はございません。

記

1. 更新の受付期間

令和2年7月1日～令和2年8月31日（但し、土日祝日を除く）

2. 申請時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第25条の2を準用）

- (1)様式第1（新規指定時の申請書と同様）
- (2)様式第2（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- (3)様式第3（事業者証書交付申請書）
- (4)事業者証書原本
- (5)機械器具調書
- (6)定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- (7)連絡先・住所・名称。郵便番号・担当者事業所の位置図・TEL番号・携帯電話
- (8)事務所・室内と外観の写真
- (9)所得納税証明書
- (10)主任技術者の証明書（又は雇用証明書）
- (11)使用印鑑届
- (12)様式第7（主任技術者が退任している場合、又は新たな選任する場合）
上記の場合は、給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の原本）

3. 橋本市が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

【確認する内容】

- ① 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ② 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ③ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4. 更新に係る事務手続き手数料（橋本市水道条例第35条による）

¥5,000 円（但し、指定業者証書交付手数料2,000円は別途必要）

5. 更新制度に関するお問い合わせ先

橋本市水道環境部水道施設課維持係

電話0736-33-2861